

栗原市内医療機関開設者 各位

令和4年4月1日より 各種手続きの窓口が 大崎保健所に変更されます

栗原保健所企画総務班が窓口となっている病院、診療所、助産所に関係する各種手続きについては、組織改編により関連業務を大崎保健所に移すことに伴い、令和4年4月1日より窓口を以下のとおり変更いたします。

御理解・御協力の程、よろしくお願いいたします。

○窓口が変更となる主な手続き

- ・ 病院、診療所、助産所の開設・変更・廃止等の申請及び届出
- ・ 医療法人の設立申請、決算報告等の届出
- ・ 医療機能情報提供システム（みやぎのお医者さんガイド）の届出

○令和4年4月1日からの窓口

大崎保健所 企画班

〒989-6117 大崎市古川旭4-1-1（大崎合同庁舎内）

電話：0229-91-0708 FAX：0229-22-9449

※医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師（衛生検査技師）、理学療法士、作業療法士及び視能訓練士の免許申請の受付・交付については、組織改編後も引き続き支所（大崎保健所栗原支所）においても対応します。